2　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の６課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成24年度７人、平成25年度16人）が認められ、平成25年度末で合計400人の体制となっている。

⑴　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。

⑵　市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

⑶　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。

⑷　取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。

⑸　開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。

⑹　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注１）　平成19年７月１日から従前の１名から２名に増員された。

（注２）　平成18年７月１日に、総務検査課及び特別調査課の２課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課体制に拡充され、さらに平成23年７月１日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の６課体制に拡充された。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成24年度17人、平成25年度29人）が認められ、この結果、平成25年度末の定員は、合計で339人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任㊟を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

㊟　証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　市場分析審査

第１　概説

１　市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての役割を位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

２　平成24年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。こうした中、平成24年度において、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場動向の背景にある問題の分析、新たな金融商品等の実態把握、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査等の取組みを進めたところである。

第２　一般投資家等からの情報の受付

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資家等の生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料２－２－２参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成24年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は6,362件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は23件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット3,881件、電話1,883件、文書346件、来訪57件、財務局等から回付を受けたものが195件となっており、全受付件数の約６割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,751件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが436件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが790件、その他の意見等が1,385件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが2,297件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが990件、インサイダー取引の疑いに関するものが252件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが110件、ファイナンスに関するものが15件、適時開示に関するものが51件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が37件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が11件など、多様な情報が寄せられている（附属資料２－２－３参照）。

証券監視委には、こうした情報が年間約６～７千件寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性の程度に応じ、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

《情報の連絡先》

郵送：〒100―8922 東京都千代田区霞が関３－２－１

証券取引等監視委員会　情報受付窓口

直通電話：03―3581―9909

ＦＡＸ：03―5251―2136

インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している旨を明らかにしている。これは、①事案の直接の関係者から寄せられる情報については、市場監視において、重要性・有用性が高い場合が多い（後記３参照）中にあって、こうした情報を得る上では、情報提供者の方の身元が第三者から特定されるおそれがなく、安心して情報提供を行っていただく環境が必要であること、②特定の個人、発行体又は金融商品取引業者等について情報提供があったことを第三者に明らかにすることは、当該個人等のプライバシーや当該発行体や金融商品取引業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあると考えられるためである。